

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月12日

【会社名】 ニュースキン・エンタープライジズ・インク
(Nu Skin Enterprises, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼秘書役補佐
(Assistant General Counsel and Assistant Secretary)
クレイトン・A・ジョーンズ
(Clayton A. Jones)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国84601 ユタ州プロボ、
ウエスト・センター・ストリート75
(75 West Center Street, Provo, Utah 84601, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【提出理由】

本報告書は、2014年3月31日にニュースキン・エンタープライジズ・インク（以下、本書において「当社」という。）が、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）を発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(イ) 有価証券の種類

新株予約権証券

(ロ) 発行数

108,000個

(ハ) 発行価格

0米ドル（0円）

(ニ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(ホ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

クラスA記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）

2. 株式の内容

当社の定款は、当社がクラスA普通株式に加えてクラスB普通株式（額面0.001米ドル）と優先株式（額面0.001米ドル）を発行することができる旨を定めている。

クラスA普通株式1株の株主は、当社の株主の決議に付されるすべての事項につき1議決権を有するのに対し、クラスB普通株式1株の株主は、当該事項につき10議決権を有する。

上記で述べた多議決権を有するクラスB普通株式は、当社の設立時に当初の株主に議決権のコントロールを維持することが可能になるように発行された。2003年に、当社の当初の株主からの大幅な株式の買取に関連して、これらの株主は保有する全てのクラスB普通株式をクラスA普通株式に転換することに合意した。その後、当社は発行済社外クラスB普通株式を有していない。

優先株式は、1つ又は複数のシリーズで随時発行することができる。取締役会は、デラウェア州一般会社法に従って採択され、提出された決議によって、優先株式のあるシリーズの発行を定め、当該シリーズに含まれるべき株式数を随時設定することができる。優先株式の各シリーズは、当該優先株式の発行を規定する決議に記載された完全なもしくは制限のある議決権を有することもでき又は無議決権とすることもできる。但し、普通株式の合計の議決権の少なくとも66 2/3%の所有者が当該優先株式の発行を承認しなければ、取締役会は、（ ）通常の状況下での取締役の選任についての議決権、又は（ ）いかなる状況下でも、当会社の取締役の50%以上を選任する権利を有する優先株式を発行することはできない。

当社は、普通株式と議決権又は経済的な権利の異なる優先株式を発行することができ、このことにより、エクイティ・ファイナンスの募集の仕組み及び条件について柔軟性を有する。

なお、本書提出日現在、クラスB普通株式及び優先株式について発行済社外株式はない。

3. 株式の数

新株予約権 1個当たり 1株

全ての新株予約権が行使された場合の総株式数108,000株

但し、下記事項による調整がありえる。

a) 当社株式又はその価格に対して影響のある合併、再編、統合、資本再構成、配当又は分配（通常の現金配当を除く。また、現金、株式又はその他の資産を問わない。）、株式分割、株式併合、会社分割若しくは類似の取引又はその他の会社組織の変更があった場合は、当社の報酬委員会が会計及び税効果を考慮して公正又は適切であるとみなしたとおり、本プラン（注）及び本新株予約権に対して当該調整及びその他の代替を行うものとする。この調整には、本プランに基づき付与された発行済み本新株予約権の対象となる有価証券の数、種類、内容及びオプション又は行使価格について報酬委員会が適切であるとみなす調整（報酬委員会が適切であるとみなした場合は、他社株式の購入が可能な類似の新株予約権又は他社株式によるその他の報酬への代替を含む。）が含まれる。ただし、本新株予約権による株式の数は、常に整数となるものとする。

b) パフォーマンス・ベスティング・オプション（注）については、受給権が確定する本新株予約権の数は、2014年、2015年及び2016年において達成された1株当たり利益により決定される。

（注）本募集は当社の「ニュースキン・エンタープライジズ・インク修正再表示2010年オムニバス・インセンティブ・プラン」（本書において「本プラン」という。）に基づき、（ ）当社の役員計5名に対し付与され、2015年、2016年、2017年及び2018年の2月15日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）受給権が確定する新株予約権（以下、「タイム・ベスティング・オプション」という。）及び（ ）当社の役員計5名に対し付与され一定の期間における一定の1株当たり利益目標の達成度に比例して受給権が確定する新株予約権（以下、「パフォーマンス・ベスティング・オプション」という。）に関する募集である。

本プランは2010年5月26日開催の当社定時株主総会で承認され、その修正及び再表示につき2013年6月3日開催の当社定時株主総会で承認された。本書に基づく新株予約権の募集は、当社取締役会における報酬委員会の2014年3月31日付決議により採択されたものである。

（ハ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

8,947,800米ドル（920,907,576円）

（全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額である。）

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル＝102.92円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2014年3月31日現在の対顧客電信直物相場の仲値）により換算されている。

2. 行使価額

82.85米ドル（8,527円）

3. 行使価額の調整

上記（ホ）3.但書を参照のこと。

（ト）新株予約権の行使期間

2015年2月15日から2021年3月31日までの間に、受給権の確定により行使可能となる。

（注）本新株予約権は、受給権の確定と同時に行使可能となる。本新株予約権は付与日から7年経過後に失効する。受給権の確定時期については下記「新株予約権の行使の条件」を参照されたい。

（チ）新株予約権の行使の条件

1. タイム・ベスティング・オプションの行使の条件

タイム・ベスティング・オプションは、2015年、2016年、2017年及び2018年の2月15日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）、受給権が確定する。

チェンジ・イン・コントロール事象（本プランにより定義される）の発生前6ヶ月以内及びチェンジ・イン・コントロール事象に関連して、もしくは当該チェンジ・イン・コントロール事象の発生から2年以内に、原因（本プランにより定義される）以外の理由で本プラン参加者との雇用関係が

当会社及び/又は当会社の子会社により終了した場合、又は、本プラン参加者が正当な理由（本プランにより定義される）でその雇用関係を終了させた場合、すべての当該タイム・ベスティング・オプションの受給権の確定の期限は繰り上げられ、本プラン参加者の雇用関係の終了直前に受給権が確定したものとみなされる。

2. パフォーマンス・ベスティング・オプションの行使の条件

- (a) 77,600個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2014年の1株当たり利益に基づき、2014年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。
- (b) 77,600個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2015年の1株当たり利益に基づき、2015年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。
- (c) 77,600個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2016年の1株当たり利益に基づき、2016年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。

本パフォーマンス・ベスティング・オプションにおいて、「1株当たり利益」は、米国の一般会計原則に沿って計算された希薄化後1株当たり利益を意味する。但し、

- (1) 当該1株当たり利益の計算は、実際の発行済社外株総数又は以下の株式数のうちいずれか大きい方の数に基づくものとする。

2014年 58,500,000 株

2015年 57,000,000 株

2016年 55,500,000 株

- (2) 以下の事項を1株当たり利益の計算から除くものとする。

- (A) 2014年1月1日時点において係争中の事件又は政府による調査に関する判決、判断、過料又は調停。
- (B) 日本での関税に関する訴訟又はその他の訴訟についての決定又は和解の結果により生じる費用、利子、又は損益（それらの訴訟の進展に基づき必要とされるいかなる利子をも含む。）。但し、2014年1月1日以降に発生した輸入取引に関して紛争となった金額に関連する費用、利子又は損失については除かれないものとする。
- (C) 資産の処分又は事業もしくは部門の売却もしくは譲渡による損益。
- (D) 株式配当、株式分割又は株式併合による影響。
- (E) 会計の変更による影響。
- (F) 米国の一般会計原則に定義されるその他特別な事情。

報酬委員会は、上記の規定に従った「1株当たり利益」の計算を検討及び承認し、その決定は当社と従業員を拘束する。各トランシェにかかる1株当たり利益の計算について、報酬委員会が承認した日に、各トランシェの受給権が確定するものとする。

当該トランシェの1株当たり利益の計算を報酬委員会が承認した日に受給権が確定しないパフォーマンス・ベスティング・オプションのトランシェは、直ちに失効する。

チェンジ・イン・コントロール事象（本プランにより定義される）の発生前6ヶ月以内及びチェンジ・イン・コントロール事象に関連して、もしくは当該チェンジ・イン・コントロール事象の発生から2年以内に、原因（本プランにより定義される）以外の理由で本プラン参加者との雇用関係が当会社及び/又は当会社の子会社により終了していた場合、又は、本プラン参加者が正当な理由（本プラン

により定義される)でその雇用関係を終了させた場合、すべての当該パフォーマンス・ベスティング・オプションの受給権の確定の期限は繰り上げられ、本プラン参加者の雇用関係の終了直前に受給権が確定したものとみなされる。

- (リ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
該当なし(本新株予約権の行使に際しては、新株は発行せず、自己株式を交付する。)
- (ヌ) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は、遺言又は遺産の相続及び分配に関する法律による場合を除き譲渡することができず、また、当該役員の生存中に当該役員によってのみ行使可能である。
- (ル) 発行方法
当社の役員への割当て
- (ヲ) 引受人の氏名又は名称
該当なし
- (ワ) 募集を行う地域
米国
- (カ) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
1. 手取金の総額
8,947,800米ドル(920,907,576円)
(注) 全ての本新株予約権が行使された場合の手取金の総額である。
 2. 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する従業員の貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としてストック・オプションを付与するものであり、資金調達を目的としていない。また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。
- (ク) 発行年月日
2014年3月31日
- (ク) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当なし
- (ケ) 当該新株予約権証券を取得しようとする者
本新株予約権を取得しようとする者(以下「取得者」という。)は米国を居住地とする当社の役員5名である。
- (コ) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
取得者5名はそれぞれ米国を居住地とする当社の役員である。
- (ク) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
上記以外については該当なし。
- (ネ) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数
1. 資本金の額
90,562米ドル(9,320,641円)
 2. 発行済株式総数
クラスA普通株式90,561,954株

以 上